

○幕別町総合計画策定審議会条例

昭和45年6月9日条例第36号

改正

平成12年3月24日条例第29号

平成12年9月29日条例第60号

平成27年12月18日条例第38号

幕別町総合計画策定審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、幕別町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行なわせるため、幕別町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員30人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の内から、町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 国又は道の地方行政機関の職員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は企画総務部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第60号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。